

犯罪被害者等法律援助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士との契約条項

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 日本司法支援センター(以下「センター」という。)が、弁護士と犯罪被害者等法律援助業務に係る事務の取扱いに関し、その取り扱う案件に対応して支給すべき報酬及び実費が定められる契約(第3条第6号に規定する犯罪被害者等法律援助契約)を締結するときは、この契約条項によるものとする。

(支部における規定の適用)

第2条 支部の業務において、この契約条項の規定に「地方事務所長」とあるのは、「支部長」と読み替えるものとする。

(定義)

第3条 この契約条項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定犯罪被害者等 総合法律支援法第30条第1項第9号イ又はロに掲げる被害者等をいう。
- 二 犯罪被害者等代理援助 業務方法書第80条の3第2号の援助をいう。
- 三 犯罪被害者等法律相談援助 業務方法書第80条の3第3号の援助をいう。
- 四 犯罪被害者等法律援助 第2号及び第3号の援助をいう。
- 五 犯罪被害者等附帯援助 業務方法書第80条の3第4号の援助をいう。
- 六 犯罪被害者等法律援助契約 業務方法書第80条の3第5号の契約をいう。
- 七 犯罪被害者等法律援助契約弁護士 センターとの間で犯罪被害者等法律援助契約を締結した弁護士をいう。
- 八 犯罪被害者等法律援助申込者 犯罪被害者等法律援助のうちいずれかの援助の申込みをした者をいう。
- 九 犯罪被害者等法律援助被援助者 犯罪被害者等法律援助のいずれかを受けた者をいう。
- 十 犯罪被害者等代理援助受任者 犯罪被害者等代理援助に係る案件を受任した弁護士をいう。

第2章 弁護士との契約に関する事項

(犯罪被害者等法律援助契約の方法)

第4条 センターは、地方事務所において、当該地方事務所に対応する弁護士会の所属弁護士から犯罪被害者等法律援助契約の申込書(以下「契約申込書」という。)の提出を受けることにより、犯罪被害者等法律援助契約の申込みを受け付ける。

2 地方事務所は、前項に基づく申込みの受付について、当該地方事務所に対応する弁護士会からの申出があるときは、弁護士会に所属弁護士の契約申込書の取りまとめを依頼し、所属弁護士の契約申込書を弁護士会からまとめて受ける方法により申込みを受け付けることができる。

(申込手続)

第5条 契約申込書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申込みを行う弁護士(以下「契約申込弁護士」という。)の氏名、所属する弁護士会(以下「所属会」という。)及び登録番号
- 二 契約申込弁護士の事務所の名称、住所、電話番号及びファクシミリ番号
- 三 契約申込弁護士との連絡方法
- 四 報酬及び実費の支払を受ける際に利用する預金口座又は貯金口座のある金融機関の名称並びに当該口座の種別、名義及び口座番号
- 五 第7条第1項各号に掲げる契約締結障害事由がないこと

2 契約申込弁護士は、契約申込書に、前項第2号の電話番号及びファクシミリ番号のほかに、緊急の場合に利用する連絡先として、事務所とは別の電話番号、ファクシミリ番号を追加して記載することができる。

3 犯罪被害者等法律援助申込者の実情に配慮した犯罪被害者等法律援助を実施するため、契約申込弁護士は、前二項に掲げる事項のほか、契約申込書に契約申込弁護士の生年月日及び性別を記載することができる。

(犯罪被害者等法律援助契約弁護士の資質等)

第6条 センターは、犯罪被害者等法律援助業務について、所属会が指定した研修(以下「指定研修」という。)を受講した弁護士と犯罪被害者等法律援助契約を締結

する。ただし、指定研修を受講していない弁護士が遅滞なく指定研修を受講することを誓約した場合、センターは、当該弁護士と犯罪被害者等法律援助契約を締結することができる。

- 2 犯罪被害者等法律援助契約の期間は2年とする。ただし、この契約は、期間満了1か月前までにセンター又は犯罪被害者等法律援助契約弁護士から契約を更新しない旨の通知が書面でなされた場合を除き、さらに2年間更新するものとし、その後も同様とする。

(契約締結障害事由)

第7条 センターは、契約申込弁護士に次の各号のいずれかの事由があるときは、犯罪被害者等法律援助契約を締結しない。

- 一 弁護士法(昭和24年法律第205号)第57条に規定する懲戒による業務停止期間中であるとき
- 二 犯罪被害者等法律援助契約上の措置による契約締結拒絶期間中であるとき

- 2 センターと前項各号の事由がある契約申込弁護士との間で犯罪被害者等法律援助契約の締結行為が行われたとしても、契約の効力は生じない。

(諾否の回答等)

第8条 センターは、第4条の申込みを受け付けたときは、速やかに、諾否を決定して契約申込弁護士に通知するものとする。

- 2 センターは、申込みの諾否を決定するために必要があるときは、契約申込弁護士の所属会に照会する方法により、所要の調査を行う。

第3章 犯罪被害者等法律相談援助及び犯罪被害者等代理援助の管轄

(管轄)

第9条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、所属会の管轄する地と被害地又は特定犯罪被害者等若しくは加害者の住所若しくは居所が一致する場合に犯罪被害者等法律援助を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、センターが特段の必要があると認めるときは、同項に規定された場合以外であっても犯罪被害者等代理援助又は犯罪被害者等法律相談援助を行うことができる。

第4章 犯罪被害者等法律相談援助に関する事項

(犯罪被害者等法律相談援助の実施場所)

第10条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、当該犯罪被害者等法律援助契約弁護士の事務所のほか、特定犯罪被害者等の実情に配慮してセンターが犯罪被害者等法律相談援助の実施場所として相当と認めた場所において、犯罪被害者等法律相談援助を実施することができる。

(犯罪被害者等法律援助契約弁護士の義務等)

第11条 犯罪被害者等法律相談援助を行おうとする犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律援助申込者に対し、相談日時その他の条件を指定することができる。

- 2 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談援助を行う案件について、犯罪被害者等法律援助申込者の実情に配慮し、処理するよう努めなければならない。

- 3 犯罪被害者等法律相談担当者は、自らが犯罪被害者等法律相談援助を行った案件につき、犯罪被害者等法律相談援助の被援助者が犯罪被害者等代理援助の申込みを希望するときは、当該犯罪被害者等代理援助案件の犯罪被害者等代理援助受任者となるよう努めなければならない。

(犯罪被害者等法律相談援助の拒絶又は中止)

第12条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律援助申込者が前条第1項の規定による相談日時その他の条件の指定に応じないときその他犯罪被害者等法律援助申込者に不適切な行為のあるときは、犯罪被害者等法律相談援助を拒絶し又は中止することができる。

(法律相談票の作成・提出)

第13条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談援助を行ったときは、法律相談の概要を記載した書面(以下「法律相談票」という。)を作成し、犯罪被害者等法律相談援助を行った日から1か月以内に、犯罪被害者等法律相談援助申込書と共に地方事務所長に提出しなければならない。

- 2 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等

法律相談援助を行った日から1か月以内に、地方事務所長に対し、犯罪被害者等法律援助申込書及び法律相談票を提出しない場合には、当該期限を経過した理由を地方事務所長に申し出なければならない。

- 3 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談援助を行ったときは、犯罪被害者等法律援助申込書に、犯罪被害者等法律援助被援助者が当該犯罪被害者等法律相談援助を受けたことを確認する当該犯罪被害者等法律援助被援助者の署名を得なければならない。
- 4 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、前項に係る犯罪被害者等法律援助被援助者の署名を得ることができなかったときは、その理由を地方事務所長に申し出なければならない。
- 5 音声及び動画又は音声のみを電気通信回線で送受信する方法による犯罪被害者等法律相談援助を実施する場合は、犯罪被害者等法律相談担当者において、法律相談票に同方法による犯罪被害者等法律相談援助である旨を記載することで、前項に定める理由の申出があったものとみなす。

(法律相談費の支払)

第14条 センターは、犯罪被害者等法律相談援助の実施に携わった犯罪被害者等法律援助契約弁護士に対し、犯罪被害者等法律援助業務運営細則第13条第1項に規定する法律相談費を支払う。

- 2 前項の規定にかかわらず、センターは、次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、当該法律相談の法律相談費を支払わない。

一 犯罪被害者等法律援助被援助者の署名を得ることができなかった場合において、前条第4項に基づき申出のあった理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき

二 犯罪被害者等法律援助契約弁護士が前条第1項の期限内に犯罪被害者等法律相談援助申込書及び法律相談票を提出しない場合において、前条第2項に基づき申出のあった当該期限を経過した理由が合理的であると認められないとき又はその理由の申出がないとき

三 犯罪被害者等法律援助契約弁護士が犯罪被害者等法律相談援助を実施する時点において、指定研修を受講していないとき（犯罪被害者等法律援助契約弁

護士が犯罪被害者等法律援助契約を締結した後に最初に実施する犯罪被害者等法律相談援助である場合、その他特別の事情がある場合を除く。）

(犯罪被害者等法律援助契約弁護士が援助申込みを受ける場合の手続)

第15条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談援助の申込みを受けようとするときは、犯罪被害者等法律援助申込者から、事案の概要、住所、氏名、生年月日及び資産並びに加害者が判明している場合にあってはその住所及び氏名その他必要な事項の申告を受けるものとする。

- 2 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談援助の申込みを口頭の方法により受けた場合には、当該申込みに係る犯罪被害者等法律相談援助の実施までに、犯罪被害者等法律援助申込者から、前項に掲げる事項を記入した犯罪被害者等法律相談援助申込書の提出を受けるものとする。

- 3 第1項に規定する申込みを受けた犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律援助申込者が犯罪被害者等法律援助契約弁護士からの連絡に応答しないときは、犯罪被害者等法律相談援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

- 4 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、第1項に規定する申込みを受けたときは、速やかに、当該申込みに係る案件（以下「犯罪被害者等法律相談申込案件」という。）が業務方法書第80条の10第1項に規定する要件に該当しているか否かを確認しなければならない。

- 5 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談申込案件が業務方法書第80条の10第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、犯罪被害者等法律相談援助を行わなければならない。ただし、特段の事情があるときは、この限りでない。

- 6 第1項に規定する申込みを受けた犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律相談援助の実施前に、犯罪被害者等法律相談申込案件が業務方法書第80条の10第1項に規定する要件のいずれかに該当しないことが明らかとなったときは、犯罪被害者等法律相談援助を拒絶する。

(犯罪被害者等法律相談援助から審査付議に至る手続等)

第16条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害

害者等法律相談援助を行った場合において、その犯罪被害者等法律援助申込者が犯罪被害者等代理援助を希望する場合であって、業務方法書第80条の16第1項第1号に規定する犯罪被害者等代理援助開始決定を条件に当該犯罪被害者等代理援助案件の受任を承諾するときは、その案件の概要（次に掲げる事由に該当するかどうかについての判断に資する事情を含む。以下同じ。）を記載した調書（以下「犯罪被害者等事件調書」という。）を作成しなければならない。

- 一 犯罪被害者等法律援助申込者が特定犯罪被害者等であること
- 二 犯罪被害者等法律援助申込者が未成年者である場合には、その法定代理人の同意を得ていること（法定代理人の同意を得られないことについて相当な理由があると認められるときを除く。）。
- 三 勝訴の見込みがないとはいえないこと（業務方法書別表10第2項に掲げる行為に係る犯罪被害者等代理援助に限る。）。
- 四 犯罪被害者等法律援助の趣旨に適すること。
- 五 犯罪被害者等法律援助申込者が同一の事件について民事法律扶助の代理援助又は書類作成援助を現に受けていないこと（業務方法書別表10第2項に掲げる行為に係る犯罪被害者等代理援助に限る。）。

2 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等事件調書を作成したときは、第17条に掲げる書類及び犯罪被害者等法律相談援助の被援助者から提出を受けた書面と併せてこれをセンターに速やかに提出しなければならない。

（犯罪被害者等代理援助の申込みの際に提出する書類）

第17条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律援助申込者が、以下の各号に掲げる必要書類をセンターに提出することに協力しなければならない。

- 一 犯罪被害者等法律援助申込者及び犯罪被害者等法律援助契約弁護士の署名捺印又は記名押印のある個別契約書の写し
- 二 犯罪被害者等法律援助申込者が署名捺印した重要事項説明書の写し
- 三 その他センターが必要と認める書類

（犯罪被害者等法律援助契約弁護士の活動の原則）

第18条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害

者等法律相談援助を行う案件について、通常の相談案件と同様の配慮及び注意をもって処理しなければならない。

第5章 犯罪被害者等代理援助に関する事項

（犯罪被害者等代理援助の受任者となるべき者の選任等）

第19条 センターは、業務方法書第80条の16第1項第1号に規定する犯罪被害者等代理援助開始決定をしたときは、当該決定に係る案件の犯罪被害者等法律相談援助を担当した犯罪被害者等法律援助契約弁護士を犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者として選任する。

2 センターは、弁護士が業務方法書第80条の16第1項第1号に規定する犯罪被害者等代理援助開始決定を条件に犯罪被害者等代理援助の受任を承諾している案件については、当該案件の受任を承諾した弁護士が犯罪被害者等法律援助契約を締結していないときは、同契約を締結の上、当該弁護士を犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者として選任することができる。

3 前項の弁護士のうち指定研修を受講していない者は、犯罪被害者等法律援助契約を締結する際に指定研修を受講することを誓約し、遅滞なく指定研修を受講しなければならない。

4 犯罪被害者等法律援助契約弁護士が指定研修を受講しないときは、センターは、業務方法書第80条の16第1項第1号に規定する犯罪被害者等代理援助開始決定をすることができない。ただし、当該弁護士が犯罪被害者等法律援助契約を締結した後に最初に実施する犯罪被害者等代理援助である場合、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

（犯罪被害者等個別契約）

第20条 センターが犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者を選任したときは、センターは、犯罪被害者等法律援助被援助者及び当該犯罪被害者等代理援助受任者となるべき者との間において、理事長が別に定める契約（以下「犯罪被害者等個別契約」という。）を締結する。

（報酬・実費等の支払）

第21条 センターは、業務方法書第80条の16第1

項第1号に規定する犯罪被害者等代理援助開始決定のあった案件について、センターが犯罪被害者等代理援助受任者に対して報酬等を支払う決定につき不服申立て期間が満了した日又は不服申立てに対する決定がなされた日のいずれか遅い日の属する月の翌月末日までに、犯罪被害者等代理援助受任者に対し、業務方法書及びその下位規程に基づき通常報酬及び実費を支払う。

- 2 犯罪被害者等代理援助案件に関して犯罪被害者等代理援助受任者が行った犯罪被害者等代理援助に係る事務により現実に入手した金銭その他の財産的利益（犯罪被害者等給付金その他の別に定める犯罪被害者等に対する給付金を除く。）に対応する報酬（以下「成果報酬」という。）は、犯罪被害者等法律援助被援助者が犯罪被害者等代理援助受任者に直接支払うものとする。

（犯罪被害者等代理援助受任者の活動の原則）

- 第22条 犯罪被害者等代理援助受任者は、犯罪被害者等代理援助案件について、通常の受任事件と同様の配慮及び注意をもって処理しなければならない。

（保証金等）

- 第23条 犯罪被害者等代理援助受任者は、民事保全手続に附帯する保証金をセンターが第三者供託する場合には、特別の事情がない限りセンター名で第三者供託を行わなければならない。

- 2 犯罪被害者等代理援助受任者は、民事保全手続における支払保証委託契約を締結する必要があるときは、センターの指定する金融機関とセンターとの間で、当該契約を締結するようにセンターに依頼しなければならない。

（訴訟救助の申立て）

- 第24条 犯罪被害者等代理援助受任者は、犯罪被害者等代理援助案件が業務方法書第80条の17第1項の規定により要訴訟救助申立案件であるとされたときは、その申立てをしなければならない。

（金銭の立替え・受領の禁止）

- 第25条 犯罪被害者等代理援助受任者は、業務方法書第80条の8第3項ただし書及び同条第4項に規定する場合を除き、犯罪被害者等代理援助案件の処理に関し、犯罪被害者等法律援助被援助者のために金銭を立替え又は犯罪被害者等法律援助被援助者から金銭その他の利益を受けてはならない。ただし、業務方法書第80条の33第2項に該当するとき又は特別の事情があ

り、犯罪被害者等代理援助受任者がセンターの承認を得たときは、この限りでない。

（犯罪被害者等代理援助受任者による報告等）

- 第26条 犯罪被害者等代理援助受任者は、速やかに犯罪被害者等代理援助案件の処理に着手しなければならない。

- 2 センターは、必要があると認めたときは、犯罪被害者等代理援助受任者に対し、犯罪被害者等代理援助案件の進行状況に関する報告書の提出を求めることができる。

- 3 犯罪被害者等代理援助受任者は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、速やかに、センターに対し、判決書、和解調書、調停調書、示談書その他当該各号に掲げる事由を証する書面の写しを添付した終結報告書を提出しなければならない。

一 犯罪被害者等代理援助案件に係る事務が終了したとき

二 犯罪被害者等法律援助被援助者が特定犯罪被害者等でなくなったとき

（金銭の取立て）

- 第27条 犯罪被害者等代理援助受任者は、犯罪被害者等代理援助案件の加害者その他案件の関係者から受け取るべき金銭があり、任意履行の見込みがあるときは、速やかにこれを取り立てなければならない。

（中間決定）

- 第28条 犯罪被害者等代理援助受任者は、業務方法書第80条の23第1項、第80条の24第1項又は第80条の25第1項に定める事由が生じた場合には、センターに対し、センター所定の報告書又は申立書を作成し、これに疎明資料を添付して、中間決定を求める請求又は申請をすることができる。

（辞任）

- 第29条 犯罪被害者等代理援助受任者は、病気その他やむを得ない理由により辞任しようとするときは、センターにその理由を付した文書を提出して辞任の申出をしなければならない。

- 2 犯罪被害者等代理援助受任者は、辞任を承認された場合において、センターから既に支給された金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（解任）

第30条 犯罪被害者等代理援助受任者は、犯罪被害者等法律援助被援助者から解任の申出がなされ、センターが解任を承認した場合において、センターから既に支給された金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(犯罪被害者等個別契約の当然終了)

第31条 犯罪被害者等個別契約は、次に掲げる事由によって終了する。

- 一 犯罪被害者等法律援助被援助者又は犯罪被害者等代理援助受任者が死亡したとき
- 二 犯罪被害者等代理援助受任者が弁護士でなくなったとき

(犯罪被害者等個別契約のセンターによる解除)

第32条 センターは、次に掲げるいずれかの事由があるときは、犯罪被害者等代理援助に係る審査をした上、犯罪被害者等個別契約を解除することができる。

- 一 犯罪被害者等法律援助被援助者が、正当な理由なく連絡を断ち又は援助の条件を遵守しないなど、契約を誠実に履行せず、援助を継続することが適当でなくなったとき
- 二 犯罪被害者等法律援助被援助者が、犯罪被害者等代理援助受任者の解任を申し出て、センターがこれを承認したとき
- 三 犯罪被害者等代理援助受任者が辞任を申し出て、センターがこれを承認したとき
- 四 犯罪被害者等代理援助受任者が受任した案件について必要な対応を行わなかったとき
- 五 センターと犯罪被害者等代理援助受任者との間の犯罪被害者等法律援助契約が解除されたとき(犯罪被害者等法律援助被援助者が同意していない場合を除く。)

(犯罪被害者等個別契約終了後の処理)

第33条 犯罪被害者等代理援助受任者は、犯罪被害者等個別契約が終了した場合において、センターから既に支給された金銭の全部又は一部の返還を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

2 犯罪被害者等代理援助受任者は、犯罪被害者等代理援助の犯罪被害者等個別契約が終了したときは、速やかに犯罪被害者等代理援助に係る事件が係属している裁判所に辞任届を提出し、かつ、犯罪被害者等法律援助被援助者に証拠資料を返還しなければならない。ただ

し、証拠資料の返還については、犯罪被害者等法律援助被援助者の住所が不明の場合は、この限りでない。

(犯罪被害者等代理援助終結決定)

第34条 センターは、次に掲げる事由があるときは、犯罪被害者等代理援助終結決定をする。

- 一 事件が終了し、犯罪被害者等代理援助受任者から終結報告書が提出されたとき
- 二 援助を継続することが著しく困難であるとき
- 三 援助を継続する必要がなくなったとき
- 四 犯罪被害者等代理援助受任者が辞任し又は解任され、後任の犯罪被害者等法律援助受任者の選任が困難なとき

2 センターは、犯罪被害者等代理援助受任者から終結報告書が提出されない場合であっても、事件が終了していることが明らかなきときは、犯罪被害者等代理援助終結決定をすることができる。

(報酬金等)

第35条 センターは、犯罪被害者等代理援助終結決定において、案件の内容、終結に至った経緯その他の事情を勘案して、通常報酬及び実費並びに成果報酬の決定をする。

2 センターは、犯罪被害者等代理援助終結決定の対象となる案件について、事件の処理が終了したと認められる時から2年を経過しても終結報告書が提出されないときは、通常報酬及び実費を支払わない決定をすることができる。

(保証金の償還)

第36条 犯罪被害者等代理援助受任者は、犯罪被害者等代理援助終結決定その他の決定に当たり、立替金のうち保証金のある場合で立担保の必要がなくなったときは、速やかに担保取消しの手続きを行い、保証金及びその利息を償還しなければならない。

2 犯罪被害者等代理援助受任者は、前項に規定する場合において、支払保証委託契約により担保を立てているときは、センターに支払保証委託契約原因消滅証明書を提出しなければならない。

第6章 不服申立てに関する事項

(不服申立て)

第37条 犯罪被害者等代理援助受任者は、センターの

した決定に不服のある場合には、センターに対し、不服申立てをすることができる。

- 2 前項の不服申立ては、決定の通知が到達した日から30日以内にセンターに不服申立書を提出してしなければならない。

第7章 犯罪被害者等法律援助契約に違反した場合の措置に関する事項

(契約に違反した場合の措置に関する事項)

第38条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被害者等法律援助契約に基づき犯罪被害者等法律援助業務に係る事務を取り扱う場合には、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準並びに業務方法及びその下位規程に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 犯罪被害者等法律援助契約弁護士がその契約に違反した場合の措置は、次の三種類とする。

- 一 3年以下の契約締結拒絶期間を伴う犯罪被害者等法律援助契約の解除

- 二 犯罪被害者等法律援助契約の3年以下の契約締結拒絶期間の設定

- 三 犯罪被害者等法律援助契約の効力の2年以下の停止

- 3 センターは、犯罪被害者等法律援助契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、犯罪被害者等法律援助契約弁護士が法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱いの基準に違反し、その違反の程度が重大で、犯罪被害者等法律援助契約弁護士としての職責を著しく怠り、犯罪被害者等法律援助契約を継続又は締結することが相当でないと認めたときは、前項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

- 4 センターは、犯罪被害者等法律援助契約弁護士に次に掲げる事由があり、犯罪被害者等法律援助契約に基づく業務を一定期間停止することが相当なときは、第2項第3号に規定する措置をとることができる。

- 一 犯罪被害者等法律援助契約に基づく法律事務の取扱いにおいて、法律事務取扱規程に規定する法律事務の取扱い基準に対する違反の程度が軽微でなく、犯罪被害者等法律援助契約弁護士としての職責を怠ったとき

- 二 犯罪被害者等法律援助契約で定める義務（法律事務の取扱いに関するものを除く。）を怠り、センターの事務に著しい支障を生じさせたとき

- 5 第2項に規定する契約上の措置は、犯罪被害者等法律援助契約弁護士に対するセンターからの書面による通知によりその効力を生ずる。

- 6 センターが前項に基づく通知を、犯罪被害者等法律援助契約弁護士の事務所にファクシミリを利用して送信したときは、ファクシミリの送信日に前項の通知が到達したものとみなす。

- 7 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、センターが、当該弁護士に対する契約上の措置に関する手続の一環として、この契約条項その他センターにおいて定める規程に基づき、所属会又は日本弁護士連合会に対し、所要の通知を行い、調査を依頼し、又は意見を求めることに異議を述べない。

第8章 前章に規定する場合以外の措置に関する事項

(懲戒を理由とする措置)

- 第39条 センターは、犯罪被害者等法律援助契約弁護士が、弁護士法第57条に規定する除名、退会命令、業務停止の懲戒を受けたときは、前条第2項第1号又は第2号に規定する措置をとることができる。

- 2 前条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

(心身の故障等を理由とする措置)

- 第40条 センターは、犯罪被害者等法律援助契約弁護士が、心身の故障等のため、犯罪被害者等法律援助契約弁護士としての職務の遂行に著しい支障がある場合には、契約締結拒絶期間を伴わない犯罪被害者等法律援助契約の解除措置又は期間を定めない犯罪被害者等法律援助契約の効力の停止措置をとることができる。

- 2 第38条第5項から第7項までの規定は前項の場合に準用する。

第9章 契約の終了に関する事項

(解約)

- 第41条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、何時で

も犯罪被害者等法律援助契約を解約することができる。
ただし、解約時点において犯罪被害者等代理援助案件
の犯罪被害者等代理援助受任者に選任されている場合
には、解約の効果は当該事件に関する契約関係には及
ばない。

2 犯罪被害者等法律援助契約弁護士が前項に基づき犯
罪被害者等法律援助契約を解約する場合には、その所
属会の所在地に対応するセンターの地方事務所に対し
て解約申出書を提出しなければならない。

3 第1項に基づく解約の後であっても、センターが第
38条第3項及び第39条第1項に定める事由に基づ
く契約上の措置（第38条第2項第2号に規定する措
置に限る。）をとることを妨げない。

4 犯罪被害者等法律援助契約の契約期間満了による終
了後であっても、センターが第38条第3項及び第3
9条第1項に定める事由に基づく契約上の措置（第3
8条第2項第2号に規定する措置に限る。）をとるこ
とを妨げない。

（センターのとした措置の犯罪被害者等個別契約への
反映）

第42条 センターは、犯罪被害者等法律援助契約弁護
士が、第38条から第40条までに規定する契約の解
除又は契約締結拒絶期間の設定の措置を受けた場合
には、犯罪被害者等個別契約を解除する。ただし、犯罪被
害者等法律援助被援助者が同意しないときはこの限り
でない。

（当然の契約終了事由）

第43条 犯罪被害者等法律援助契約は、次に掲げる事
由によって終了する。

- 一 犯罪被害者等法律援助契約弁護士が死亡したとき
- 二 犯罪被害者等法律援助契約弁護士が弁護士でな
くなったとき

2 前項第2号による契約の終了後であっても、センタ
ーが第38条第3項及び第39条第1項に定める事由
に基づく契約上の措置（第38条第2項第2号に規定
する措置に限る。）をとることを妨げない。

第10章 雑則

（契約申込書に記載した事項の変更）

第44条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、第5条

第1項第1号から第3号まで又は第2項に掲げる事項
に変更があったときには、遅滞なく、センターに届け出
なければならない。

2 センターは、前項の規定による届出がない場合にお
いても、第5条第1項第1号から第3号まで又は第2
項に掲げる事項に変更があったことを知ったときは、
それらの事項につき変更の手続を行うことができる。

3 センターは、前項の変更手続をとったときは、遅滞な
く、犯罪被害者等法律援助契約弁護士に対し、その旨を
通知する。

（契約条項の変更）

第45条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士が、この契
約条項を変更した旨の通知をセンターから受けた後に、
新たに犯罪被害者等法律相談援助を行い又は犯罪被害
者等個別契約を締結した場合は、センターは、当該犯罪
被害者等法律援助契約弁護士がこの契約条項の変更に
同意したものとみなす。

（犯罪被害者等法律援助契約弁護士の情報の共有）

第46条 犯罪被害者等法律援助契約弁護士は、犯罪被
害者等法律援助契約に関してセンターが保有した犯罪
被害者等法律援助契約弁護士に係る次の各号に掲げる
情報を、当該犯罪被害者等法律援助契約弁護士の所属
会及び日本弁護士連合会と共有することに、あらかじめ
同意する。

- 一 氏名
- 二 所属会
- 三 登録番号
- 四 事務所名称及び住所
- 五 事務所電話番号及びファクシミリ番号
- 六 契約の有無（犯罪被害者等個別契約の有無を含む。）
- 七 センターの利用者その他の者からの苦情に関する
事項及びセンターが認知した法律事務取扱規程第6
条又は第7条に規定する措置の要件に該当する事由
その他措置の原因に関する事項
- 八 指定研修の受講の有無

（犯罪被害者等法律援助契約弁護士の情報管理）

第47条 センターが保有する犯罪被害者等法律援助契
約弁護士に関する情報は、本人の同意がある場合又は
法令に基づく場合を除き、総合法律支援法第14条に
規定するセンターの目的の範囲内で利用する。

令和8年1月13日